

2005

7月号



436

広報

かわち

KOHO
KAWACHI

ちからをあわせて
そーれッ!

<主な内容>

きれいな環境を守る下水道…P 2～3

議会だより(第2回定例会)……P 4～5

特別児童扶養手当等……P 6

(写真:『第7回河内町綱引き大会』より)

快適な生活環境と
きれいな水を守る

下水道

◆問合せ先◆都市計画課下水道係
☎84-2111(内線153)

町では、快適な生活環境と河川や湖沼など、水環境の良好な保全を目指し、下水道の整備を進めています。

美しい自然を次の世代に引き継いでいくためにも、下水道は重要な役割を果たします。快適な生活環境ときれいな水を守るため、下水道の普及・推進にご協力ください。

快適なくらしは 下水道から

わたしたちは日常生活や社会生活で、さまざまな形でたくさんの水を使います。いったん使われた水は汚れてしまい、これをそのまま流してしまふと生活環境は悪くなり、川や海も汚れていくばかりです。下水道はこうした汚れた水を集め、きれいな水にのみがえらせる機能を持ち、わたしたちが健康で文化的な生活を営むためには、必要不可欠な施設です。下水道が使用できる区域になりますと、既存の家屋は汚水を下水道に排出するための接続工事を行うこ

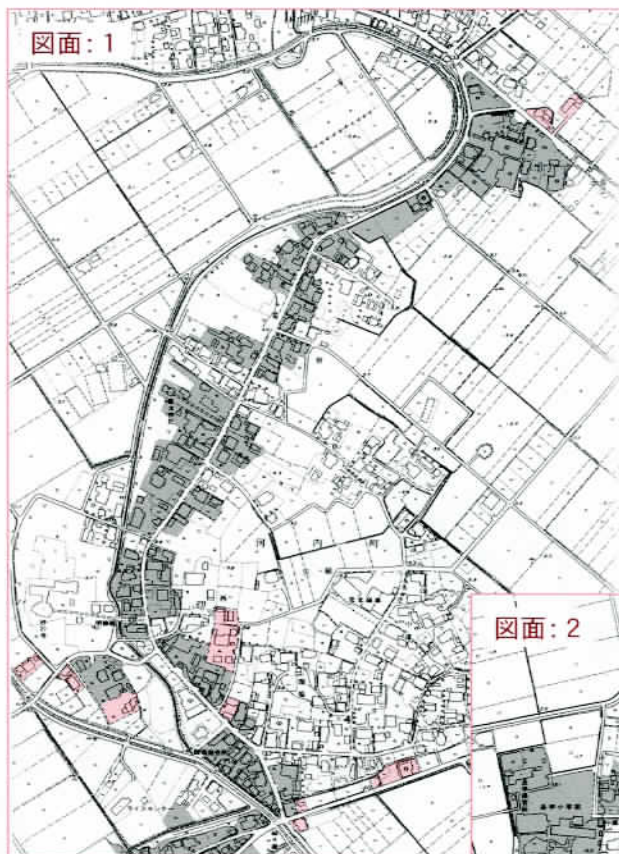
とが必要となります。将来の子どもたちに豊かな水環境を残すためにも、皆さんの速やかな接続をお願いします。

排水設備工事の

申込は…

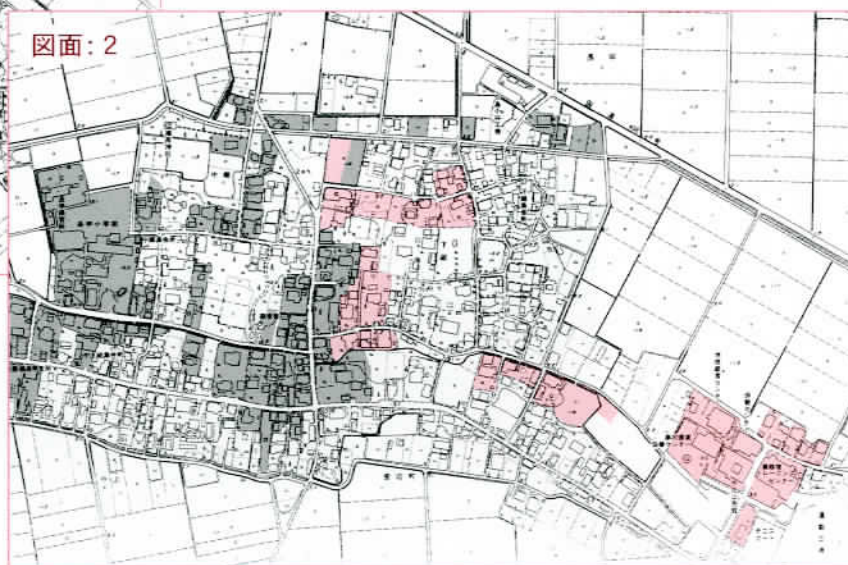
公共下水道の利用ができるようになると、下水道の法律で3年以内に既存の家屋は汚水を下水道に排出するための接続工事(排水設備工事)を行うことが必要となります。安心して下水道をご利用いただくために排水設備工事の見積り、施工などに関する相談は必要な知識と技術をもつた「河内町排水設備指定工事店」に依頼してください。また、『供用開始の日から3年以内』の家庭を対象に『水洗トイレ改造資金』の融資あつせんも行っています。

※「河内町排水設備指定工事店」については、都市計画課下水道係までお問合せください。



図面：1

■ 供用開始済み区域
■ 新たに供用を開始した区域



図面：2

下水道使用区域が広がりました

生板（図面：1）と長竿（図面：2）の地域が新たに供用開始となりました。

これにより、河内町内では

生板地区

宿、西、関場、幸谷、浄玄、早井、砂場、外丸田
南丸田、北丸田、四ツ家、三ツ家、小巻、掘割

源清田地区

堤、広田、中曽根、古通、新橋、保村、遠下、高
長竿地区

上組、中上、愛宕町、中郷、入谷、小詰、下組
の地域（各区域とも一部地域を除く）で下水道を使用
することができます。

下水道排水設備主任技術者資格 認定試験の実施について

排水設備主任技術者資格試

す。

験は、排水設備工事の設計及
び施工管理を行う者の認定を
目的として、日本下水道協会
茨城県支部が実施するもので、

（2号）高等学校又は旧中学
校を卒業した後、3年以上下
水道工事等の設計又は施工に
関し、実務経験を有する者。

排水設備主任技術者資格試験
に合格すると、主任技術者証
が交付され、「排水設備主任
技術者」となります。

（3号）継続して7年以上下
水道工事等の設計又は施工に
関し、実務経験を有する者。

排水設備主任技術者は、町

○試験日時・会場

やその他市町村から排水設備
指定工事店の指定を受ければ、

10月18日（火）
午後1時30分～（2時間）
会場

排水設備の設計、施工、維持
管理を行うことができます。

「ホテルマロウド筑波」

◆受験資格

（土浦会場）

主任技術者規則第3条1号
から3号の規定に該当し、下

○講習会日時・会場
9月7日（水）
午前10時30分～
午後3時30分まで
会場

又は施工に関し、実務経験を
有することが要件です。

「ホテルマロウド筑波」
（土浦会場）

（1号）短期大学若しくは高
等専門学校を卒業した後、1

◆申込締切日 8月9日（火）
◆申込・問合せ先
都市計画課下水道係
84-2111
（内線153）

年以上下水道工事又は水道工
事（以下、「下水道工事等」
という。）の設計又は施工に
関し、実務経験を有する者。

専門学校の卒業者については、
高等学校卒業の取扱になります。

第2回河内町議会定例会

6月27日から30日にかけて開かれた定例会では、野高町長の諸報告に続き報告7件、議案6件、意見書が審議されました。尚、冒頭議長、副議長の改選があり、議長に大野佳美氏、副議長に酒井光生氏が選任されました。又、一般質問の概要につきましては後日、河内町ホームページにて議事録の公開によりお知らせします。

諸報告概要

皆様ご存知のとおり、昨年11月からの町長解職請求の署名活動、4月10日には解職投票、5月29日には町長選挙が実施され当選の榮をうけ、重責を担い4期目のスタートをいたしましたところであります。しかしながらこの半年間の行政の停滞、そして町民の方々への不安・財源の浪費等、これは河内町にとって大きな損失であります。今地域住民の方々は、この諸問題に対し、大きな不信を抱いており、又、怒りが大きなうねりとなって押し寄せており、責任の所在も問われかねない状況であります。これら住民の不信を払拭するためには、皆さん方の大きな変革と、住民一丸となった行政が必要ではなからうかと考えています。私も住民の付託に応えるため精一杯努力をいたしまして任期をまっとう致したいと思っております。今、早急に取り組むべきことは、行財政改革であります。勿論、常日頃から改革には取り組ん

で来ましたが、昨年早々行財政改革案の作成を指示し、12月1日に役場内部ではその案を了承した経過があります。その内容も河内町行政改革大綱(案)として、諮問委員会に諮ったうえで、議会、住民の皆様方にお知らせしたいと思っております。私は、この選挙に6つの公約をいたしました。行財政改革との調整を図りながら実現に向けて努力をしてまいります。

- ・産業関係では、働くさとかわち、直販センターを中心に、良質米の増産につとめ、農業所得の向上、商工業の育成、特に各種融資制度枠の拡大
- ・医療、福祉関係では、乳幼児医療費の助成を3歳から6歳への引き上げ、少子化対策として育児手当金制度の実施、高齢者ボランティア活動の推進、特別養護老人ホームの誘致等
- ・教育関係では、地域、学校が一体となった青少年の健全育成、通学バスの運行拡大の検討

- ・環境関係では、下水道事業の整備推進、圏央道の早期実現、第2栄橋に伴う生板地区バイパスの建設、国道408号線の拡幅、航空機騒音対策の充実
- ・町活性化に向けた地方分権、広域合併を進め個性豊かな町づくりでは、合併は町民本位の広域合併を目指し、新町営住宅の建設、地域懇談会の継続

- ・男女共同参画の推進では、推進条例を制定し、女性が積極的に参加できる体制づくり

以上主なものとして申し上げます。以上が、実現のためには住民の皆様方、関係機関のご理解、ご協力が必要であります。「住んでいる町から住みたい町へ」をスローガンに「明るい・元気の出る・安心して暮らせる町政」を目指してまいりますので、絶大なご支援ご協力を切にお願い申し上げます。以上して諸報告といたします。

報告

報告第1号 江戸崎町、新利根町、桜川村及び東町が合併し、稲敷市となることに伴い稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会からの脱退について

平成17年3月22日に江戸崎町、新利根町、桜川村及び東町が合併し、稲敷市となることに伴い稲敷郡町村

及び一部事務組合公平委員会からの脱退について、平成17年3月14日付けで専決処分したもので、承認されました。

報告第2号 稲敷市が誕生したことに伴い稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会への加入及び規約の変更について

平成17年3月22日に稲敷市が誕生したことに伴い稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会への加入及び規約の変更について、平成17年3月14日付けで専決処分したもので承認されました。

報告第3号 河内町税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等がそれぞれ平成17年3月25日に公布され、これらの法律改正に伴い専決処分により河内町税条例の一部を改正したもので承認されました。

報告第4号 平成17年度河内町一般会計補正予算(第1号)

解職投票の予算措置を行うため、平成17年度河内町一般会計補正予算(第1号)を平成17年4月1日付けで専決処分したもので承認されました。

議会だより

報告第5号 平成17年度河内町一般会計補正予算(第2号)

町長選挙等の予算措置を行うため、平成17年度河内町一般会計補正予算(第2号)を平成17年4月20日付けで専決処分したもので承認されました。

報告第6号 平成16年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

霞ヶ浦常南流域下水道事業の工期延長に伴う建設費負担金の繰越明許について、地方自治法施行令第14

6条第2項の規定により、平成16年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をするもので承認されました。

報告第7号 平成16年度河内町土地開発公社事業決算について

平成16年度河内町土地開発公社事業決算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するもので承認されました。

議案

議案第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

平成17年3月22日に江戸崎町、桜川村、東町及び新利根町が合併し、稲敷市になったことに伴い規約の改正が必要となるため、地方自治法第290条の規定により提案するもので可決されました。

議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合規約の変更について

市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、従前の例により事務を行うこととしていた龍ヶ崎地方衛生組合の規約について、江戸崎町、桜川村、東町及び新利根町並びに取手市及び藤代町

の合併に伴い変更を行うため、地方自治法第290条の規定により提案するもので可決されました。

議案第3号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

防災行政無線通信施設整備事業が終了したことに伴い屋外子局の設置場所及び戸別受信機の設置にかかる規定等が変更となり、本条例の改正を行うものであり可決されました。

議案第4号 河内町児童公園条例の制定について

当町には児童を対象とした公園として、現在、源清田農村公園など3ヶ所が設置されておりますが、この度かねてより要望が出されておりました関場地区において、地元出身の方からのご厚意により公園を目的とした用地の提供があり公園整備が実現したもので、子どもたちが地域の人々とふれあい安心して楽しい子育てができる環境づくりの一環としての児童公園の円滑な運営を図るため、地方自治法第244条の2の規定により本条例を制定するものであり可決されました。

議案第5号 平成17年度河内町一般会計補正予算(第3号)について

歳入歳出予算の総額に111,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,913,385千円とするもので、歳入につきましては、県支出金854千円、繰越金111,007千円を増額。歳出の主なものは、総務費100,000千円、民生費3,239千円、農林水産業費3,421千円、教育費3,438千円を増額するものであり可決されました。

議案第6号 平成17年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ545,253千円とするもので、歳入については地方債18,800千円を追加するもので、歳出については公債費18,800千円を増額するもので可決されました。

意見書

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書

分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について可決され、地方自治法第99条の規定により国の機関に提出する。

ご存知ですか？ 特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母（いずれか所得の多い方）、または父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

◆手当の額（児童1人につき） ・ 1級 月額50,900円 ・ 2級 月額33,900円

◆手当を受けるための手続きについて

県知事の認定を受けることにより、手当が支給されます。

【添付する書類】

1) 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本

2) 所定の診断書（用紙は住民課にあります。）

※ただし、次の場合には診断書の添付を省略することが出来る場合がありますので窓口でご確認ください。

・療育手帳の判定が（A）・A）である場合

・身体障害者手帳（内部障害を除く）の等級が1・2・3級（下肢障害については4級の一部を含む）である場合

3) その他必要な書類

※手当は口座振込みが原則です。郵便貯金通帳（必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。）

所得状況届	受給者の方（支給停止となっている方も含む）は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出してください。この届出により8月分以降の手当の支給の可否が決定されます。なお、2年間提出をしないと、受給資格がなくなることがあります。
障害状況届	児童の障害認定にあたっては、期間（有期）が設けられています。期間満了の月までに診断書等必要な書類を添付のうえ提出してください。なお、この届出が期間内に提出されないと、期間満了の翌月より手当の支給が停止となる場合があります。
額改定請求書	対象の児童数が増加した場合、または、障害の程度が重くなったため手当等級が上がる可能性がでてきた場合。

◆問合せ先◆ 住民課 福祉係 ☎84-2111（内線186）

忘れずに提出しましょう！ 児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受けている方は、現況届を8月31日までに役場住民課へ提出してください。（支給停止の方も含みます。）8月分以降の手当を引き続き受給できるかどうか確認するもので、提出がない、あるいは不備の場合は、8月分以降の手当が差し止められますのでご注意ください。

現況届用紙は8月上旬に送付されます。

（平成17年7月以降に申請された方は、届出の必要はありません。）

～児童扶養手当とは～

さまざまな理由により父親と生活をしていない18歳未満の児童を養育している方に支給されます。

◎受給資格があっても請求しない限り支給されません。

◎養育している方の所得などによって支給されない場合もあります。

◆問合せ先◆ 住民課 児童扶養手当係 ☎84-2111（内線180）

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～ 虫歯・歯周病から歯を守ろう～

6月の虫歯予防デーにちなんで、町内の保育所や幼稚園に出向き、歯磨き指導を実施しました。河内町は近隣の市と比べても、虫歯のある子の割合が高く、3歳児健診の時点で7割近くのお子さんに虫歯があるというのが現状です。

★虫歯の原因としては、砂糖を多く含む食べ物がすぐに頭に浮かびます。あめ、ガム、チョコレートなどは口の中に長い時間留まっているため、歯のためには良くない事は明らかです。しかし、最近の虫歯の原因としては、ジュースや甘い飲み物が、大きく関係しているようです。ジュースやイオン飲料などは、大きいペットボトルで買い置きしている家庭も多く、飲みたいときにいつでも飲める環境になっています。すると、知らず知らずのうちに沢山飲んでしまう、だらだらと飲んでしまう、ということになってしまいます。幼児が1日に必要な砂糖の量は、15gくらいですので、飲み物に含まれる砂糖の量がどれだけ多いか考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

◆◆◆含まれる砂糖の量(一般的なもの)◆◆◆

- イオン飲料(500ml)→34g
- 缶コーヒー(1本)→12g
- 乳酸菌飲料(1本65ml)→11～13g
- 野菜ジュース(200ml)→16g
- 幼児100%果汁(100ml)→11～13g
- 炭酸飲料(500ml)→40～50g
- ペットボトルのジュース(500ml)→20～40g



これからは、冷たい飲み物がおいしい季節ですが、日常はできるだけ麦茶やお茶などの甘くない飲み物にして、ジュースなどは外出時など特別な時に量を決めて飲むなどの工夫をしましょう。

甘いものすべてがダメ、ということではなく、量を決める、食べたら磨く、できないときにはうがいを、夜だけでも大人が仕上げ磨きをする、などの方法で子どもたちの歯を守ってあげたいと思います。

大人も注意!!

今や、歯周病は生活習慣病です。20歳代からかかる人の割合も多く、75%の人が歯周病にかかっているという調査もあるくらいです。思い当たる症状をチェックし、当てはまるものがある場合は歯科医師に相談しましょう。

- ・朝起きた時、口の中がねばねばする
- ・口臭がある
- ・歯と歯の間に食べ物がよくはさまる
- ・歯がしみる
- ・歯石がついている
- ・歯を磨くと血が出る
- ・歯が長くなったように見える
- ・歯がぐらぐらする
- ・硬いものがかめない
- ・歯ぐきを押すと血やうみが出る



◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 又は 84-3682

先日、町内在住の一人暮らしの78歳の女性が亡くなり、その発見が1ヶ月後になりました。この際、身元確認を行った久米 清先生（久米歯科医院院長）がこのことに関して「コラム」をよせていただきました。

ある独居老人の孤独な死 発見遅れる

久米歯科医院 久米 清



6月3日（金）午後5時30分頃、突然、竜ヶ崎警察署刑事課より、久米歯科医院へ『河内町在住のKさん（78歳女性）のかかりつけ歯科医ですか。』と言う照会がありました。Kさんは一人暮らしだったために、発見が遅れて死体が腐乱していて本人確認が出来ない状態なので、かかりつけ歯科医の私に是非お願いしたいと言う話になりました。しかし、そんな腐乱死体の本人確認を、いくらかかりつけ歯科医でも一般開業歯科医がやる領域のものなのか判らなかつたので県歯科医師会長の鈴木明夫先生に急遽駆け付けて頂き、その日は6時半に診療が終わってから、迎えのミニバトカーでKさ

ん宅に向かった。玄関を上がった処にご遺体が仰向けに横たわっていたが、Kさんとは約3年半ぶりの悲しい対面になりましたが、物静かな初老の女性で、特に親しい患者さんではなかったが、お顔は良く覚えていたので脳裏に浮かぶ。その脇が浴室で、風呂場の洗い場で横向きで倒れたまま亡くなっていたそうですが、検死の為、浴室前に移動されていた。遺体は、頭から首に掛けては、腐敗が進みミイラ化していて原型を留めてないが、胴体と手足はひなびたゴム人形の様で茶褐色に皮膚は変色していたが原型は保っていた。遺体の顔面部は筋肉が落ち

ていて骨は見えないがミイラ化していて、眼球も既になく眼窩（眼球の入っているくぼみ）が認められる状態で、確かにまったく本人確認は出来ない状態になっていた。最初に遺体を見た瞬間に、大学の解剖学実習の遺体を思い出した。しかも、室内は腐敗臭か死臭のかなり強烈な臭いが発ち込めていてマスクをしても臭い中を、遺体の周りに県警の鑑識が5、6人で、私たちの到着を待っていた。口は半開き状態で、ミラーを挿し込み歯の部位と金属の歯の詰め物と被せ物の位置を久米歯科医院に保存してあったレントゲン写真で照合して本人確認を行った。歯型による本人鑑定は決定

的な証拠になる為、開院以来22年間のすべてのカルテとレントゲン写真を保管してあるが、改めて重要性を再認識した。

私たちと入れ替わりで龍ヶ崎市のS医師が検死をする為、現場に入った。テレビドラマで見た検死の場面と同じ感じでした。

夜まで2、3時間、臭いが鼻に付いていました。強烈な体験だったのかご遺体の姿が脳裏に焼き付き体に入力したのか肩の筋肉が緊張した感じがした。S医師が死体検案書で、私が警察への鑑定報告書を書いた。

後日、刑事さんから聞いた話では、竜ヶ崎警察署管内で年間約180体の検死が行われて、ここ2年間で腐乱死体の為、歯科医による鑑定が必要になった今回3例目だそうです。気温と湿度により腐乱の進行は違うでしょうが、Kさんは推定死後1カ月だそうです。

発見は、水道の検針員がメーターを調べに来て、窓ガラスの内側にハエが異常発生していて、異臭がしたので、ご近所に話して、区長さん、

町役場、警察の順番に連絡が入り、6月3日午後4時30分頃に、町役場住民課の立会いのもとで、警察が窓ガラスを割って家の中に入り遺体を発見した。Kさん宅より、当日久米歯科医院の診察券が見つかり、警察からの電話になった。

今回の件は、まったく突然の想定外の出来事でしたが、私も龍ヶ崎市外2町介護認定審査会委員を長く務めていますので、独居老人が多いことは感じていたもので、今後は起こり得ることと思いました。

今後はご近所の連帯を深め、この様に発見が遅れない地域の取り組みも大切になければならない。

河内町では、独居老人に対して、消防署に繋がる緊急通報システムや、5日に1度のヤクルト配達、月2回お弁当の配達による安否確認などのサービスが行われていたが、Kさんは本人の希望で受けていなかった為に発見が遅れた面もあるようだ。最後にKさんのご冥福を心よりお祈りしたい。

合掌

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金（第8回特別弔慰金）が支給されます。

（支給の対象者）

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

（先順位）
戦没者等の死亡当時のご遺族で
1 平成17年4月1日まで
に戦傷病者戦没者遺族等

援護法による弔慰金の受給権を取得した方。

（平成7年第6回特別弔慰金又は平成11年第7回特別弔慰金を受給された方）

2 戦没者等の子

3 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

（戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）

4 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

5 上記1から4以外の三

親等内の親族

（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）

（支給内容）
額面40万円、10年償還の記名国債

（請求期間）

平成17年4月1日～平成20年3月31日まで

（請求窓口）

役場住民課福祉係に請求
関係書類を備えてあります。

◆問合せ先

役場住民課福祉係
TEL 84-2111
（内線181）
担当 大野・篠崎

行政相談委員に鈴木美明さん就任

毎日の暮らしの中で、役所の仕事についての苦情や意見・要望はありませんか。こんな時は、行政相談委員又は、茨城行政評価事務所にご相談ください。



◆河内町担当行政相談委員

氏名 鈴木 美明（4月就任）

住所 源清田2009番地4

TEL 84-2027

◆茨城行政評価事務所

TEL 029-253-1100

※行政相談委員はいつでも相談を受け付けています。

町職員の異動

7月1日付で、職員の人事異動がありましたのでお知らせします。※（ ）は旧所属などです。敬称略

総務課

課長 高山健一

（企画財政課長・秘書広聴課長兼務）

係長 篠田光正（企画財政課主幹）

用務員 橋詰美子（生涯学習課）

企画財政課

主幹 根本知貴（産業課主幹）

秘書広聴課

課長補佐 林 博行（税務課長補佐）

税務課

課長補佐 熱田 正（保険年金課係長）

主幹 飯塚利一（福祉課主幹）

保険年金課

課長 平沢洋三（産業課長）

係長 石山哲也（総務課係長）

福祉課

課長 山田英一（出納室長）

主査 荒井秋子（建設課主査）

建設課

主幹 真仲昭和（税務課主幹）

産業課

課長 小更行雄（福祉課長）

出納室

室長 川村 威（保険年金課長）

学校教育課

係長 寺崎光則（学校教育課主幹）

生涯学習課

用務員 木村みさ子（総務課）

あなたの今を
記入してください



国勢調査の結果は、まちづくりなどに生かされます。21世紀のまちづくりには、あなたの調査票が必要です。国勢調査員が調査票を持ってうかがいます。

2005

国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から国勢調査員がおうかがいます。

総務省統計局

春季

スポーツ大会

結果

◆問合せ先◆ 生涯学習課(中央公民館内) ☎84-2843

◆河内町春季テニス大会

開催日 5月22日(日)

会場 河内町テニスコート

ダブルス	男子の部	女子の部
優勝	鈴木 格方 川村 直宏	大宮由里恵 渡辺 洋子
準優勝	小口 忠史 山田 康弘	大津 千秋 柳町さやか
第3位	菊池 修 菅原 正三	田村 浩子 高橋 光代

◆河内町春季野球大会

開催日 5月22日(日)

会場 総合グラウンド

優勝 J A Z Z

準優勝 レッドモンスターズ

第3位 サン・フラッシューズ

ラストオーダーズ



◆春季ママさんバレーボール大会

開催日 5月21日(土)

会場 農業者トレーニングセンター

優勝 アタック源

準優勝 生板ドルフィンズ

第3位 スカイリバー



ママさんバレーボール部員募集!

★連絡先

生板ドルフィンズ ☎84-2069 代表 諸岡峰子

アタック源 ☎84-4189 代表 大塚真理

スカイリバー ☎86-3781 代表 中村宏子

◆第2回GB河内親善大会

開催日 5月20日(金)

会場 下組ゲートボール場

優勝 下町歩チーム

準優勝 大境チーム

第3位 和チーム

双葉チーム

自衛官募集要項

募集種目	航空学生 (海・空)	一般曹候補生 (陸・海・空)	曹候補士 (陸・海・空)	2等陸・海・空士 (17年3・4月入隊)
受付期間	8月1日～9月8日			
応募資格	高卒(見込含)	18歳以上 24歳未満	18歳以上 27歳未満	18歳以上 27歳未満
1次試験	9月23日	9月17日	9月17日	男子9月中旬以降 女子9月25・26日 のいずれか1日
2次試験	10月15日～20日 の間の指定する 1日	10月8日～14日 の間の指定する 1日	10月8日～14日 の間の指定する 1日	
合格発表	1月26日	11月9日	11月16日	男子11月中旬 女子11月18日
初任給等	159,600円(学歴・経歴等により増額されます) 各種手当有			

◆連絡先

自衛隊茨城地方連絡部龍ヶ崎事務所 ☎64-3351

ホームページアドレス <http://www.ibaraki.plo.jda.go.jp>

自衛官募集相談員は、地域と自衛隊のかけ橋として自衛官志願者の相談に応じたり情報の提供を行っています。これからの2年間、自衛官を目指す方の良き相談相手としてお気軽にご相談ください。

丸茂 一幸さん(堤)
住所 源清田453-1
☎84-2640

山崎 弘さん(布鎌)
住所 布鎌457-2
☎84-3429

自衛官募集相談員を紹介します!

俳句

かわち俳句会

妻ありてこそ余生や更衣

津根 としお

箸置きをガラスに替えて夏料理

川口 ふく

湯の宿の馴れぬ枕や明け易し

田中 康夫

あの山を越せばふるさと夏あざみ

橋爪 かん

マロニエや香水の町バリの町

若泉 栄治

五線譜におどる音符のさくらんぼ

大野 志げ子

日本蓮根百歳かぞえ花開く

石塚 たかよし

四苦越えし初登片や歓喜の天

寺田 節子

足音は進軍ラッパ群れメダカ

遠藤 正雄

バラ活けて思い出たどる夜辺の雨

鴻野 たけ

そら豆をはじき出しをり老いの指

田沼 和子

さくらんぼ白磁の皿に盛られけり

杉原 利代

夏薊楚々と咲いても棘のあり

吉田 四郎

緑陰に子守唄ある昼下がりに

根本 たけし

ゆつくりと空晴れている花こぶし

大関 さと

春の婚唄う夫の涙ぐむ

兼丸 ミドリ

オー・デ・コロン近づきがたき二十歳かな

飯塚 まさよし

短歌

かわち短歌会

居る時は言つて下さい隣人の言葉やさしき病む身の我に
枯枝に名の知らぬ鳥止まり居り何処を見ている何を見ている

時としてミニ社交場の店の中話続きてさよなら言はず

紫陽花に降る雨の日は妻と居て暮れるを待たず酒温める

正しきは終には勝つと毅然たり態度崩さぬ君を讃えむ

梅の花咲ける畑に囲まれて泪ぐんでゐる日本人のわれ

在りし日の父の好みにごり酒酔ひば兵の日くどくど語る

早苗の株の勢い増したるを眺めつつそぞろ歩み進めぬ

良き老は好まず成れず背を曲げて哀へ知らぬ足の爪切る

(生板)

庄司 登千子
青野 清一
石山 候江
我蛭 ただいち
久松 浩洋
郡 玉翠
山田 マサエ
山口 かげ郎
青木 保

新橋の名称を公募します

茨城県道路公社では、県道取手

東線（茨城県北相馬郡利根町）か

ら国道356号（千葉県印旛郡栄

町）とを結ぶ有料道路を建設して

います。このうち利根川に架かる

新橋は、約600メートルのわか

くさ色の長い橋で「利根川の自然

と調和し、兩岸地域の結びつきを

象徴する橋」をテーマに、橋上の

開放感を阻害しないシンブルかつ

軽快なデザインの橋を目指し建設

しています。この新橋の名称を多

くの皆様から募集します。応募作

品の中から厳正な審査及び抽選の

うえ優秀作品を決定します。優秀

作品の応募者には賞（総額20万円

相当）を贈呈しますので、素敵な

橋名をお待ちしています。

●応募方法

官製はがき、電子メール、ファッ

クスのみの受付とし、「新橋の名

称」「名称の説明」「住所」「氏名」

「年齢」「職業」「電話番号」を記

入し応募してください。（一応募

一点）

●新橋の名称

①新橋の名称には、漢字、ひらが

な、カタカナのみの使用とし、

漢字の場合「ふりがな」をふる

こと。

②「名称の理由」を必ず記入する

こと。

③近隣の利根川に架かる橋名にな

いものとすること。

④地域住民が親しめる名称、地域

をイメージできる名称、地域の

歴史・文化にちなんだ名称、住

民の理想・願いにちなんだ名称、

その他ふさわしい名称、いづれ

かに該当すること。

●締切日 8月24日必着

（消印有効）

●応募先及び照会先

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978番25

茨城県道路公社 企画建設課

橋名募集係

TEL 029-301-1131

FAX 029-301-1140

ホームページ

http://www.i-road.or.jp

Eメール koubei@i-road.or.jp

新橋完成イメージ





柔道をともし 豊かな心を育む

～第1回
心ふれ愛あじさい柔道大会開催～

6月5日、河内町の矢野道場 田仲塾（館長 矢野 剛氏）主催による小学生選手を対象の「第1回心ふれ愛あじさい柔道大会」が農業者トレーニングセンターを会場に開催されました。当日は、成田市、龍ヶ崎市など、千葉県、茨城県から11チームが集い、参加選手は日頃の鍛錬の成果を大いに発揮した結果、河内町（矢野道場 田仲塾）は、男子団体戦で準優勝、女子団体戦で3位に輝きました。また、この大会は、単に技を競うということだけではなく、身体にハンディキャップのある方々を招待し、選手の応援やお手伝いなどのふれあいをとおして、青少年に社会福祉・仁愛の心を育てることを趣旨としており、これからも柔道をとoshした豊かな青少年の育成に向け開催していく予定です。



※塾生募集

◆連絡先 TEL 86-3504

代表 田仲 茂明

<http://www.geocities.jp/yamodonjou/>

梅雨空を吹き飛ばせ！ ～町民チャリティーゴルフ大会開催～



6月10日、ニッソーカントリークラブにおいて『第10回河内町民チャリティーゴルフ大会』が開催されました。大会には、町内在住、在勤のゴルフ愛好者が参加し、梅雨空を吹き飛ばせとばかりに各ホール、和気あいあいのなか、熱い競技が繰り広げられました。競技終了後、クラブハウスで行われたパーティーでは、成績の発表と表彰が行われました。大会の上位入賞者は次のとおりです。（敬称略）

参加者79人

優勝	清原 忠夫	96	64・8
ベストグロス	高山 実	77	

（ダブルネット）



優勝のスピーチをする清原さん

この大会をとoshして8万5、135円のチャリティー収益金が集まり、町社会福祉協議会に贈られました。



『地域で育む、子育て支援』 ～地域ふれあい事業開催～

主催 青少年育成河内町民会議

青少年育成河内町民会議（会長

牧山龍雄氏）では、平成16年より各地区で実行委員会を設け「地域ふれあい事業」として、子ども会をはじめ、地域の皆さんの協力をのもと、子どもたちが自然体験や社会体験・スポーツなど地域と一体となって実施できる活動を行っています。

6月19日には、金江津地区役員が中心となって企画した「竹とんぼで遊ぼう！～飛行競技大会～」が実施されました。

当日は、約120人が参加し、子どもたちはもちろん、保護者も参加して、自分たちで作った竹とんぼをみんなで夢中になって飛ばしていました。



うまく飛ぶかなあ～

『地域ふれあい事業』に興味をもたれた方、お気軽にお問合せください。

◆問合せ先

青少年育成河内町民会議

（生涯学習課内）TEL 84-2843

福祉まつり



ふれあいの一日

～福祉まつり開催(福祉センター)～

6月26日、福祉センター恒例の

『福祉まつり』が開催されました。

当日は、梅雨時にもかかわらず天候に恵まれ、訪れた大勢の人で賑わいました。

会場となった福祉センターには、各種模擬店などのテントの他、ボランティアの皆さんによる山菜おこわ、とん汁等の販売、福祉作業所に通う皆さん手作りの木工芸品の販売や、館内では各種趣味クラブによる民謡、舞踊にカラオケなど、催しものが行われ、終日大いに盛り上がりを見せました。



福祉作業所の木工芸品は掘り出し物がいっぱい！



龍ヶ崎地区優良運転者を表彰いたします

財団法人龍ヶ崎地区交通安全協会では龍ヶ崎警察署長と龍ヶ崎地区交通安全協会長の連名で、平成17年度の龍ヶ崎地区優良運転者を表彰いたしますので、次によりお申込みください。

- ◆**該当者**
 - ・龍ヶ崎地区交通安全協会の会員であること。
 - ・自動車運転免許証を取得して10年以上の運転経験がある方。
 - ・5年以上無事故無違反であること。
 - ・今までに表彰を受けていない方。
- ◆**申込先** 龍ヶ崎地区交通安全協会窓口
- ◆**持参品** 運転免許証、印鑑

◆**申込期限** 9月30日
◆**問合せ先** 龍ヶ崎市250512 龍ヶ崎警察署内龍ヶ崎地区交通安全協会事務局 TEL 62-6235

個人事業税のお知らせ

法令で定める事業を個人で営む方には、個人事業税が課税されます。納税は、原則として8月と11月の2期に分けて、県税事務所から送付する納税通知書(納付書)により、最寄の金融機関等で納めていただきます。ただし、税額が10・000円以下の方は、8月に全額を納税していただきます。なお、便利な口座振替による納税制度もあります。口座をお持ちの県内金融機関(郵便局は除く)で簡単に手

7月の納税

◆ 固定資産税 2期 ◆

◆ 牛久沼土地改良特別 全期 ◆

徴収日は8月1日です

続きができますので、ぜひご利用ください。

◆**問合せ先** 稲敷県税事務所課税第一課 TEL 029-892-6114

電話によるパートタイム労働相談

パートでも

- 有給休暇・育児休暇があるの?
- 口約束では不安。雇用契約書は?
- 社会保険加入は?税金は? など、知りたいことや困りのことに雇用管理アドバイザーが無料でご相談に応じます。お気軽にお電話ください。

◆**問合せ先** 財21世紀職業財団茨城事務所 TEL 029-226-2413

※月曜日・金曜日
(祝祭日・年末年始を除く)

午前9時30分～
午後4時30分

ひきこもり専門相談

龍ヶ崎保健所ではひきこもり状態にあるご家族の支援としてひきこもり専門相談を実施することになりました。

◆**日時** 毎月第3火曜日
(平成18年3月においては第2火曜日)
午後1時30分～
午後3時30分

◆**場所** 龍ヶ崎保健所

◆**対象** ひきこもり状態にある者を抱える家族等

※ひきこもりとは、6ヶ月以上継続して自宅にひきこもつて、会社等に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態です。

相談対象

心理士、保健師等

内容

家族のかかわり方の助言

◆**申込方法** 電話予約 TEL 62-2367

◆**費用** 無料

※相談内容等について、プライバシーに配慮いたします。

◆**問合せ先**

龍ヶ崎保健所保健指導課
TEL 62-2367
FAX 64-2693

木造住宅耐震診断士の養成について

茨城県では、平成4年の中央防災会議が策定した「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」において、直下地震による被害想定地域として県南西部23市町村(河内町を含む)が対象地域に指定され、さらに、平成16年には政府の地震調査委員会が、南関東で今後30年以内に70%の確率で地震規模M7程度、震度6程度の地震が発生すると予測しています。そこで、平成16年から3カ年で建築物の大半を占める木造住宅の耐震性能を診断する技術者を養成し、さらに今年度からは木造住宅の耐震診断事業補助を実施することにより建築物の耐震化の推進を図ります。

〈耐震診断士の認定条件〉

次の①③全てに該当する者を茨城県知事が認定する。
①県が開催した「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」を受講した者。又は、(財)日本建築

防災協会が開催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を受講した者。

②1級建築士資格取得後5年以上経過した者。又は、2級建築士・木造建築士資格取得後10年以上経過した者。

③建築士事務所登録を行った建築設計事務所等に勤務する者。

〈耐震診断士の役割〉

登録された方については、市町村が実施する耐震診断業務（診断費用＝3万円／戸想定）にご協力願うこととなります。（H17年県補助制度創設）

◆問合せ先

茨城県土木部都市局
建築指導課建築グループ
TEL 029-301-4727

「県人権啓発推進センター」開設のお知らせ

県では、県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発、人権教育および人権擁護を総合的に推進する新たな拠点として、茨城県人権啓発推進センターを平成17年4月から開設いたしました。

ぜひご利用ください。

◆開設場所 県庁13階（水戸市笠原町978-6）

◆開館時間

午前9時～午後5時

※祝日および年末年始を除きます

◆事業内容

ア、人権啓発：講演会の開催やホームページ、マスメディアを通じて情報提供、図書および啓発ビデオの貸出など
イ、人材育成・研修：市町村や企業などにおける人権啓発指導者の養成など
ウ、啓発活動等支援：市町村や民間団体などの先駆的な啓発活動の支援

エ、人権相談：相談員による県民からの人権相談への対応

オ、調査・研究：県民の人権意識調査や啓発教材の研究

◆問合せ先

県人権啓発推進センター
TEL 029-301-3136
FAX 029-301-3138

「行方不明者を捜す相談所」開設のお知らせ

昨年、県内の各警察署で取り扱った家出人は3,040名で、そのうち2,384名

を発見、保護しております。

そこで、警察としては1人でも多くの行方不明者の発見、保護を図るため、8月を行方不明者捜索強化期間として、「行方不明者を捜す相談所」を開設して皆様のご相談に応じることとしておりますので、行方不明者のことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

○8月6日（土）

水戸市三の丸庁舎1階（旧県庁本庁舎）

○8月7日（日）

土浦市男女共同参画センター（旧女性センター、土浦駅西口ウラビル2）

○8月9日（火）

鹿嶋警察署

○8月10日（水）

日立警察署

○8月11日（木）

県警県西機動センター（国道294号「道の駅しもつま」から下館方面へ約900メートル進行した左側、水色の3階建ての建物）

※いずれも、午前9時～午後4時まで。上記以外は（土、日を除く）午前8時30分～午後5時まで。水戸市笠原町県警本部8階鑑識課（TEL 029-

301-0110）で相談に応じます。

相談所に関する詳しいことは、最寄の警察署、交番、駐在所にお尋ねください。

◆問合せ先 竜ヶ崎警察署

TEL 62-0110（内341）

無料相談会

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、無料相談

に応じます。お気軽にご来場ください。当日受付順（事前予約不可）

◆日時 9月4日（日）

午前10時～午後3時

◆会場 水戸市市民会館

水戸市中央1-4-1

◆問合せ先

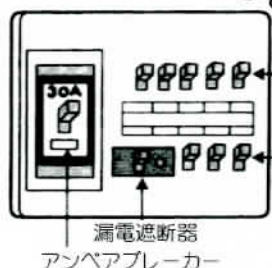
茨城県司法書士会事務局
水戸市五軒町1-3-16
TEL 029-225-0111

（主催：茨城県自由業団体連絡協議会）

8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です

☆ 安全エレちゃんからのお願い ☆

漏電遮断器を取り付けて、電気事故を防ぎましょう



関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 8月1日(月) 午前10時～正午
場 所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場 所 公民館第3分館(西共同利用施設)
問合せ先 ☎84-4888 (FAX兼用)

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故 6月発生状況

(前月比) (累計)

発生件数(人身事故) 4件(－4) (42)
死者数 0人(±0) (1)
負傷者数 7人(±0) (63)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓(6月) ◆

おめでた 4人
おくやみ 12人
転 入 17人
転 出 40人

◆ 町の人口と世帯 ◆

平成17年7月1日現在

人 口 11,394人(－31)
男 5,646人(－15)
女 5,748人(－16)
世帯数 3,397戸(－2)

TELガイド

役 場	☎84-2111	学校教育課	☎84-3322
	FAX 84-4357	生涯学習課(中央公民館)	☎84-2843
水道課	☎84-2361	給食センター	☎84-2845
つつみ会館	☎86-3740	福祉センター	☎84-3699
保健センター	☎84-4486	防災かわち(音声案内)	☎84-2212

休日診療当番医

－ 8 月 －

	稲敷・河内地区	龍ヶ崎地区	
		内 科	外 科
7日	坂本医院 ☎029-892-2232	野上小児科医院 ☎65-3375	飯野クリニック ☎60-2323
13日	平常どおり	鴻巣クリニック ☎61-0151	牛尾病院 ☎66-6111
14日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	さくらクリニック ☎65-1211	いがらしクリニック ☎62-0936
15日	平常どおり	山村医院 ☎66-0555	西新道外科医院 ☎62-0855
21日	本橋医院 ☎029-892-2308	青木医院 ☎64-3131	野村医院 ☎62-6561
28日	古橋医院 ☎029-978-3770	はたの内科松葉クリニック ☎65-7282	いしかわクリニック ☎62-0378

※診療を受ける際は、必ず電話で確かめてください。

8月のごみ収集日

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	2・16 30	C地区	9・23	A地区	13	C地区	27
B地区	4・18	D地区	11・25	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			7月中の予約→8月6日			

ごみ等の投棄禁止

ごみを投棄すると、処罰されます

『みんなの町、みんなできれいに』

◆ 問合せ先 ◆ 都市計画課 環境衛生係 ☎内線155・156

広報

かわち

平成17年7月15日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>